

## 【再生可能エネルギー特集】

### 新エネと省エネ利用のためのローマ市条例（イタリア）

2005年12月20日イタリアの首都ローマ市の市評議会は、省エネ・新エネ利用のために、ローマ市の建設規定に“ローマ市地域内において新しく建設される建物にはソーラーエネルギー設備設置が義務付けられる”との規定の追加を決定した。本決定は、ローマの歴史的中心地を除くローマ市の全土地内の新建築物に適用される。しかしながら、同規定を具体的実施させるには最終的に市議会で承認されねばならない。

ローマ市評議会の決定は、これからローマに建設される民間の新しい建物、あるいは完全に修復される建物にはソーラーエネルギー設備が設置されねばならないとし、建物内で消費される電力の最低30%、温水の最低50%がソーラーエネルギーで供給されねばならないと定めている。一方、公共の新建築物については、消費電力の最低50%がソーラーエネルギーでカバーされねばならないとしている。また、条例は節水についても言及しており、雨水は回収され、ガーデンの灌漑等に利用されねばならないとも規定している。

更にまた、ソーラー設備設置プロジェクトにおいては、特に“美観”に多大な注意が払われねばならないと定めており、太陽電池モジュールとソーラーコレクターの位置は建物の外観と系統的に調和していること、また同時に、太陽の照射に対しより効率的に設置されねばならないと謳っている。

本規定は、更に、省エネとソーラー設備利用を促進するため、いくつかの非課税優遇措置を設けている。例えば外側の壁の厚さが30cm～50cmの場合は非課税。同様に屋根裏の壁の厚さが20cm～45cmの場合は非課税。コレクターやタンク等のソーラー設備を置くスペース（屋根あるいは屋根下）は税控除の対象となる等。要は断熱のために壁の厚さが増大され、建物のエネルギー効果を最良にさせるために使われる建築部分は非課税となると定めている。

本条例がローマ市議会によって最終的に承認された場合、イタリアの首都は、ソーラーエネルギーによる電力と熱の生産において“アヴァンギャルドの都市”となるであろう。市の条例は、来る5年間に少なくとも40,000㎡のソーラーコレクターを新たに設置させることになり、この数値は既にイタリアに設置されている総ソーラーコレクターの10%に相当する。

以上

出所：イルソーレア 360 グラディ誌、ローマ市 URL サイト  
([www.assessoratoambiente.it](http://www.assessoratoambiente.it))